

古代日本の布生産と女性

東村 純子

【要約】 律令制成立期の調布（端を単位とする布）と庸布（常・段を単位とする布）の令規定における布長の差異に着目すると、性別分業により女性が習得する直立式有機台腰機と輪状式無機台腰機の二系統の製織技術に一致することが、甲塚古墳の機織形埴輪等から判明する。続いて、遠江国敷智郡衙に比定される静岡県伊場遺跡の出土資料等の分析から、郡衙を拠点とした端布生産と集落での段布生産とが重層する状況を指摘し、正倉院に伝わる布資料等からその実態を確認する。さらに、古墳時代後期に遡ってみると、二系統の腰機により幅五〇～六〇cmの布が織られたことが出土部材から判明し、令規定における幅約七一cmまでは身体長による制約を受けないことが民族例等により推察できる。麻素材による布の織成は、女性が変わらず保持した生業技術であり、生産労働として統率した首長層女性の神格化と結びつき継承されたことが「大刀自」銘紡錘車等から読みとれる。

史林 一〇四卷一号 二〇二二年一月

はじめに

本稿は、古代日本の布（麻布）^①生産における女性労働の具体像について、紡織にかかわる考古資料や現存する布資料を提示し、読み解くことを目的とする。

生業としての紡織は、性別分業により女性が主に担ったとみられている。『万葉集』には麻の栽培から製糸、布の製織にいたるまで女性労働によったことを示す歌が多く、女性による主体的な日常衣料の製作・管理がなされたことがわかる。^②

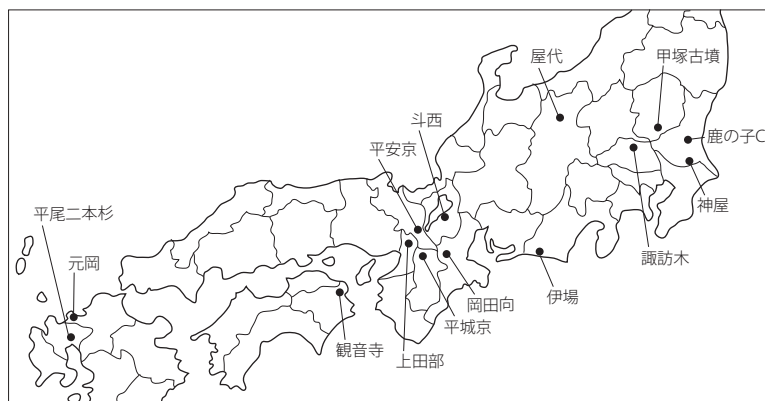


図1 遺跡の所在地

一方で、律令国家が成立した社会においては、織物の種類に応じた重層的な生産体制のもと、男女の分業生産体制が形成された。^③ 文献史料によれば、上位貴族の限られた衣料として消費される綾や錦などの高級絹織物は、国家が主導する中央や地方国衙の工房で男性が織手として労働に従事した。^④ そして、平織の絹や布は、調庸物として成年男子である正丁が納めることになっていたが、とりわけ、布は、実際には麻素材の日常衣料を製作していた女性たちの手で織られたとみられる。^⑤

しかしながら、女性が調庸布を織ったことを直接に語る文献史料はきわめて少なく、その姿はあいまいとしている。また、調庸布として規定された布幅が、日常衣料のそれとは隔絶した広さであることが問題視され、生産の場が一般の集落、あるいは豪族居宅や郡衙におかれた工房であったのか、その生産体制にも及ぶ議論がなされてきた。^⑥

考古学の手法で紡織にかかわる出土資料を分析対象とする際には、物質的な資料自体が、中性的でニュートラルな性格のものであることに留意しなければならぬ。^⑦ 扱える資料は性別のわかる人骨に伴う副葬品や性別が具象化された造形物などに限られる。また、布資料についても同様の性格を有するが、遺跡からは断片化して出土することが多く、基礎的な情報が不足している。ただし、正倉院に伝世された布は、銘文などの文字情報により、その生産像を探る手がかりが得られることから本稿で取り上げる。

このように、物質的な資料に即して性別分業論を進めるのに制約はあるのだが、近年、栃木県甲塚古墳で二基の女性の機織形埴輪が出土し、布を織る女性の具体像が明らかとなった（口絵1・図2）。女性による機織りの様子を表した埴輪は、他に類例がなく、文献史料等から推測されてきた女性による織成労働を決定的に裏付けるものである。この事実を歴史的な前提としてみると、律令に規定された調庸布の生産における機の技術と布の規格、男女の社会的分業生産体制について新たな視野が広がるのである。

- ① 古代日本において「布」とは、蚕糸から織られた絹に対して、麻などの植物繊維の糸から織られたものを指す。正倉院に蔵せられる、調庸墨書銘をもつ布は、多くがアサ科のタイマ、もしくはイラクサ科のカラムシ（チョマ）製であるが、織り上がった布を衣料として利用する際にもとの繊維の違いは意識されていない（布目順郎「正倉院の繊維類について」『書陵部紀要』二六、一九七五年、佐藤昌憲・小西孝・川口浩・切畑健・橋本甫之「正倉院の繊維材質調査報告」『正倉院年報』十六、一九九四年、増田勝彦・ひろいのおこ・岡田文男・有吉正明「正倉院宝物特別調査 麻調査報告」『正倉院紀要』四〇、二〇一八年）。本稿では、「布」をタイマ、もしくはカラムシなどの麻素材の布の意味で用いる。
- ② 服藤早苗「古代の女性労働」『日本女性史一 原始・古代』東京大学出版会、一九八二年。池田三枝子「歌われた女性労働」『万葉民俗学を学ぶ人のために』世界思想社、二〇〇三年。
- ③ 西野悠紀子「古代女性生活の構造」『日本女性生活史一 原始・古代』東京大学出版会、一九九〇年、同「原始社会とジェンダー」『律令国家とジェンダー』『新体系日本史九 ジェンダー史』山川出版社、二〇一四年。
- ④ 小林行雄「技術と技術者」『世界歴史 第一巻 先史の世界』人文書院、一九六五年、平野邦雄「手工業」『産業史Ⅰ 体系日本史叢書一〇』山川出版社、一九六五年。
- ⑤ なお、平織の絹については、浅香年木は国衙工房の高級絹織物の織成が、上番しない期間、在地の調絹純生産に従事したと仮定する（浅香年木『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局、一九七一年）。その場合、織手は男性となる。一方、服藤早苗は使用する機の種類の違いから女性が織成したと考える（前掲注②服藤早苗文獻）。平織の絹は、高機もしくは直立式有機台腰機で織られたと想定されるが、その技術や織手については別途検討したい。
- ⑥ 森明彦「調庸布織成に関する二・三の問題」『大阪経大論集』四二一・六、一九九二年、同「布の一般的等価機能と織成形態」『日本古代貨幣制度史の研究』塙書房、二〇一六年。
- ⑦ 菱田（藤村）淳子「男女の分業の起源」『古代史の論点一 女と男、家と村』小学館、二〇〇〇年。小林行雄は、過去の人類の遺物を扱う考古学において、技術保持者の性別を類推することは難しく、技術の性別分化について現代の民族例を参照する手段についても注意をうながしている（前掲注④小林行雄文獻）。

第一章 二種の腰機と布の規格

本章では、律令制の成立にともない規格化された布と機の技術との関係について確認する。遺跡出土の機部材の分析によると、古墳時代後期には布の製織に適した腰機^①と絹の製織に適した高機の技術があった。^②腰機は、さらに経の保持法や機台の有無の差により、弥生・古墳時代に定着していた輪状式無機台腰機と古墳時代後期以降に新たに広まる直状式有機台腰機の二種に大別できる。この新旧二種の腰機の技術が女性により保持されていたこと、その技術が布の規格を決定づける要因の一つであったことを考察する。

第一節 端布と常（段）布の規格と製織技術

律令国家は大宝元年（七〇二）に大宝律令を制定し、調や庸として収取する布の長さや幅を規定したが、これには「端」を単位とする布と、「常」を単位とする布との、長さを異にする二つの規格があった。大宝令を受け継ぐ養老賦役令調絹絶条によれば、畿外の調布は、正丁二人分を合成し、長さ五丈二尺（約一五・四メートル）、幅二尺四寸（約七一センチメートル）を一端とする端布であった。一方、京畿内の調布は、正丁一人につき長さ一丈三尺（約三八五センチメートル）の布で、その実体は常布であったとみられる。庸布は、同令歳役条により一〇日間の労働に代わるものとして、長さ二丈六尺と規定されたが、当初は長さ一丈三尺を一常とする常布のままで輪納することとされた。常布は、銭貨が流通する以前の、布による価値表示体系の基礎であり、常布と端布の長さは倍数関係（一対四）にあった。^③

その後、和銅六年（七三三）に庸布は二丁で合成し、長さ二丈六尺を一段とすることで、新たに「段」の単位が設けられる。常の単位は廃され、常布は段布へと切り替えられたのである。さらに、養老元年（七二七）に調布は一端の長さ四丈二尺、幅二尺四寸へ、庸布は一段の長さ二丈八尺へと変更される。^⑤

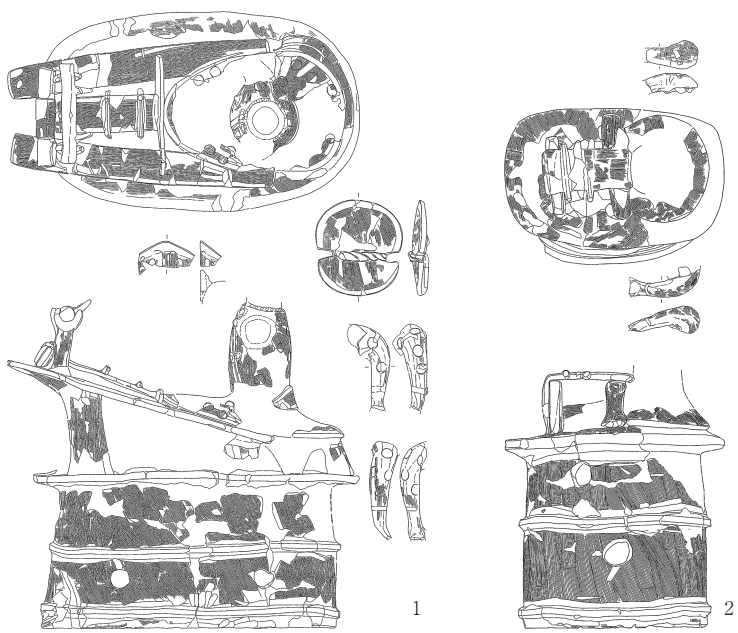


図2 甲塚古墳出土の機織形埴輪 (S=1/16)

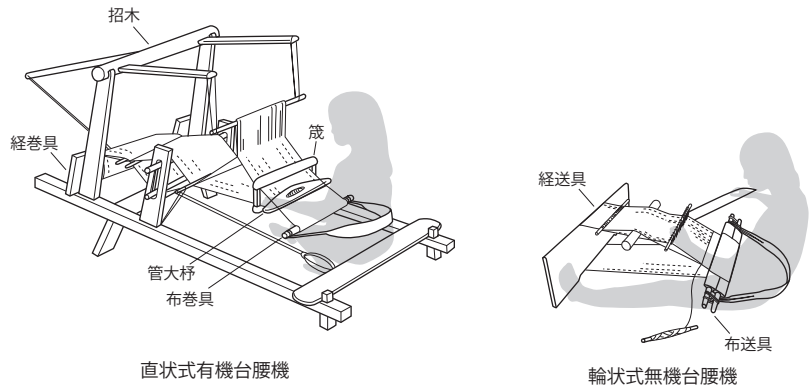
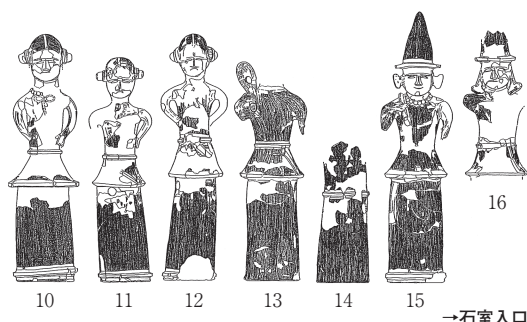


図3 腰機の復元図



人物埴輪の配列 (S=1/30)

男性の人物埴輪10～16

このような度重なる規格変更のなかで、布幅については、端布は大宝令制定時の二尺四寸のまま変わることなく、常布・段布も同様の幅であったとみられている。^⑥つまり、常布を基本単位として創出された段布と端布は、あくまで布長を異にするのである。奈良時代を通して段布と端布は長さの単位を大きく異にする布として両立し、平安時代まで意識的に使い分けられたことに留意したい。^⑦

さて、これら二つの布の規格は、古墳時代後期から併存していた二系統の腰機の技術に一致する。すでに別稿において指摘したが、端布は、より長い布を織ることのできる直立式有機台腰機により織り出されたと考えられる。対して、常布・段布は、織れる布長が限られる輪状式無機台腰機による製織技術に由来するという見通しが立つのである。^⑧その後、新たに甲塚古墳から出土した機織形埴輪により、これら二系統の腰機が性別分業により女性が保持する技術であったことが明らかとなった。

第二節 甲塚古墳の機織形埴輪にみる腰機の技術

六世紀後半に築造された甲塚古墳は、栃木県下野市に所在し、南北に延びる国谷台地上に立地する。台地上では古墳時代後期から終末期にかけて下毛野地域を代表する首長墓が継続的に造営され、甲塚古墳もその一つである。墳長八〇メートルと推定される墳丘は二段構築で、第一段は円形に近い帆立貝形、第二段に前方後円形の墳丘が盛られる。この前方部に南に開口する横穴式石室が設けられた。

機織形埴輪は二基あり、他の形象埴輪とともに第一段の西側のくびれ部に配列された(図2・図4)。機織形埴輪そのものの形態的特徴についてはすでに別稿^⑨で詳述

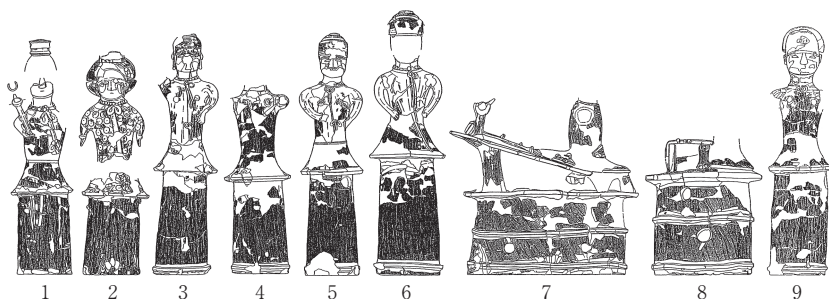


図4 甲塚古墳の
女性の人物埴輪1～9

したため、本節では埴輪に表現された腰機の技術について以下、要点を示す。

二基の機織形埴輪は、新旧二種の機を用いつつ、いずれも女性が布を織る姿を表している。^⑩ 機の構造をみると、一つは弥生・古墳時代に広く定着していた輪状式無機台腰機（図3左）を、もう一つは古墳時代後期に新たに導入された直状式有機台腰機（図3右）を模している。両機とも近現代のアジアで伝承されている腰機^⑪の各型式に類似し、基本的に腰の動きで経を緩めながら織るため、硬直な麻素材の布を織るのに適している。ただし、機の構造上、織り上がる布の長さが大きく異なる。

輪状式無機台腰機で織れる布長は、基本的に足の長さの二倍（目安として二〇センチメートルを超えない長さ）に限られる。^⑫ これに対して、直状式有機台腰機はあらかじめ経を長く巻いた具を機台にのせるため、織れる布長は十数メートル以上となる。機^⑬の操作の利便性もよく、より長い布を効率よく織ることができたと考えられる。つまり、これら新旧二種の機の技術は、織れる布の長さが大きく異なるものの、主に麻素材による布の製織技術そのものは、女性が変わらず保持していたことを示す。令に規定された端布が、新来の直状式有機台腰機により織られたことは確実視できよう。古墳時代後期の直状式有機台腰機は渡来系氏族や地域首長層が所有していたとみられ、^⑭ 令制下の生産体制を考える上でも重視できる。一方、常布の規格にかかわると推定される輪状式無機台腰機の製織技術について、以下補足しておきたい。

輪状式無機台腰機で織れる布長は、足の長さの二倍を基本とするため、身体尺に基づく「尋」を単位とする布そのものであったと考えられる。尋布は、長さ約一七

五〇八センチメートル強と推定され、これを倍長した布が常布の原形である。¹⁵ 常布は、令の規定から長さ一丈三尺（約三八五センチメートル）と算出されるのであるが、どのような技術によつて織られたのだろうか。

現代のアジアで継承されている輪状式無機台腰機の諸例をみてみよう。腰機は、女性たちが生活のなかで長い年月をかけて見よう見まねで身体で習得する技術である。¹⁶ ゆえに、織手の技量が問われるが、布長や布幅は、身体長による制約を受けつつも必要に応じて自在に変えることができる。

なかでも注目できるのが、ラオス南部のカトゥ族や台湾のタイヤル族の例である。それぞれ足と腰のみで輪状式無機台腰機を駆使用するが、足の長さに規制される基本形（一尋分）から、さらに倍の長さに経を延長し、二尋分の長さに相当する布が織られる。特に、麻素材のカラムシの布を織るタイヤル族の例（口絵2）は、延長した経を折りたたんで保持するため、経がもつれにくく、開口操作における利便性もよいとされる。¹⁷

さらに、布幅においても従来の認識をくつがえす知見が得られている。カトゥ族の腰機の調査によると、織手は両足を大きく広げ、長さ一メートルを超える経送具を保持し、両手を左右いっぱい動かすことで、八〇センチメートル近くの幅広の布を一人で織っているのである。第三章第一節で後述するが、古代日本の腰機においても、布幅の技術的な制約は大きな問題とはならないことが、カトゥ族の例によつても追認できる。¹⁸

このことから、古代日本の輪状式無機台腰機では、基本的な技術として織手の足の長さに応じた身体尺の尋布が織られたが、同じ腰機を用いても、二尋分の長さの布にはば相当する常布が織成できたと推測したい。

なお、段布については輪状式系統の無機台腰機、もしくは直状式有機台腰機で織られたと想定しているが、第三章第二節で後述するように、直状式有機台腰機が集落に普及する時期との兼ね合いから、今後検討する余地がある。

① 腰機とは、織手の腰に布巻具（直状に織り上がった布を巻く具）、

もしくは布送具（輪状に織り上がった布を送る具）をつけ、経糸（以

下、経とする）の張力を身体の動きで調整しながら織る機である。

② 東村純子『考古学からみた古代日本の紡織』六一書房、二〇一一年

（改訂新装版三〇一二年）。

- ③ 吉川真司「常布と調庸制」『史林』六七・四、一九八四年。
- ④ 養老賦役令歳役条集解古記所引和銅六年二月十九日格。
- ⑤ 養老賦役令調絹繩条集解古記所引養老元年十二月二日格、同歳役条集解古記所引養老元年十二月二日格。
- ⑥ 前掲注③吉川真司文獻、古尾谷知浩「八世紀の布帛生産と律令国家」『律令制と古代国家』吉川弘文館、二〇一八年。
- ⑦ 大隅亜希子「日本古代における布の単位「端」と「段」について」『国立歴史民俗博物館研究報告』二一八、二〇一九年。
- ⑧ 前掲注②東村純子文獻。
- ⑨ 東村純子「甲塚古墳の機織り形埴輪から読み解く古代女性の貢納布生産」『総合女性史研究』三四、二〇一七年。
- ⑩ 図2-1の人物は、「烏田髻」と呼ばれる女性特有の頭髮やスカートの状に広がる下衣から女性であることが一目瞭然であり、図2-2の人物は大半を欠くが、円筒基部に接して上衣の裾が残り、その前方に筒状の下衣が存在すること、腕飾りの剝離痕を残す左腕が遺存することから、女性と判断される。
- ⑪ 輪状式無機台腰機の原初形態は、足と腰のみで機を保持するものであり、現在も台湾や中国海南島、東南アジアの少数民族の間で使用されている。一方、直状式有機台腰機は、現代日本では「地機」と呼ばれ、麻や木綿を織るために伝承されており、同様の機が韓国や中国西南部からベトナム北部においてもみられる。
- ⑫ 輪状式無機台腰機は、機台がなく織るのに必要最小限の道具で構成される。通説では、弥生時代のいわゆる「原始機」として直状式の腰機が復元されてきたが、遺跡出土の機部材の分析や民族例との比較から輪状式に復元できる。輪状式では、織手の腰につけた布送具と足先の経送具との間に経を輪状（螺旋状）にかけ、身体で保持する。織り進むと、経全体を回して布を送り、一巡すると布に織り上がる。
- ⑬ 機台に設けた「招木」を足で操作して経の開口を行うことができ、また、直状に伸ばした経を「箠」に通してその配列を揃えることで、より均一な織目の布が織れるなどの利点がある。
- ⑭ 前掲注②東村純子文獻。
- ⑮ 吉川真司によると、常布の系譜が「改新詔」第四詔（『日本書紀』大化二年（六四六）正月甲子条）に戸別の調としてみえる長さ一丈二尺の布にたどることができ、その実体はより慣習的な「尋」単位の布である。一尋（＝五高麗尺）の長さは、身体尺に基づき、一七五センチメートル強と推定される（前掲注③吉川真司文獻）。
- ⑯ 大西秀之「技術と身体民俗誌 フィリピン・ルソン島山地民社会に息づく民俗工芸」昭和堂、二〇一四年。
- ⑰ Nettleship, M. A. 1970. A unique southeast Asian loom. *Mam 5* (4), London.
- ⑱ 吉本忍『世界の織機と織物』国立民族学博物館、二〇一三年、L・八頁（からだ機二・五）。他に、将積厚子『文化を語る布 ラオスのテキスタイル』二〇一九年を参照。
- ⑲ 前掲はじめに注⑥森明彦一九九二年文獻。かつて、調庸布が幅広であることから織り前に二人並んで杼通しをした可能性が言及され（角山幸洋「写経事業者の衣料について」『南都仏教』十五、一九六四年）、男性も機織の労働に従ったという見解（門脇領二・鬼頭清明「村々の生活」『日本生活文化史』二、河出書房新社、一九七四年）や女性二人が並んで織成したという見解（前掲はじめに注⑥服藤早苗文獻）が出された。これに対し、森明彦は東南アジアの民族例との比較から、女性一人でも腰機で幅広の布が織れることを指摘した。
- ⑳ ラオス南部のカトゥ族、及び台湾のタイヤル族の腰機における経延長法と布の規格については別稿にて考察した（二〇二〇年六月脱稿）。

第二章 調庸布の生産体制についての再検討

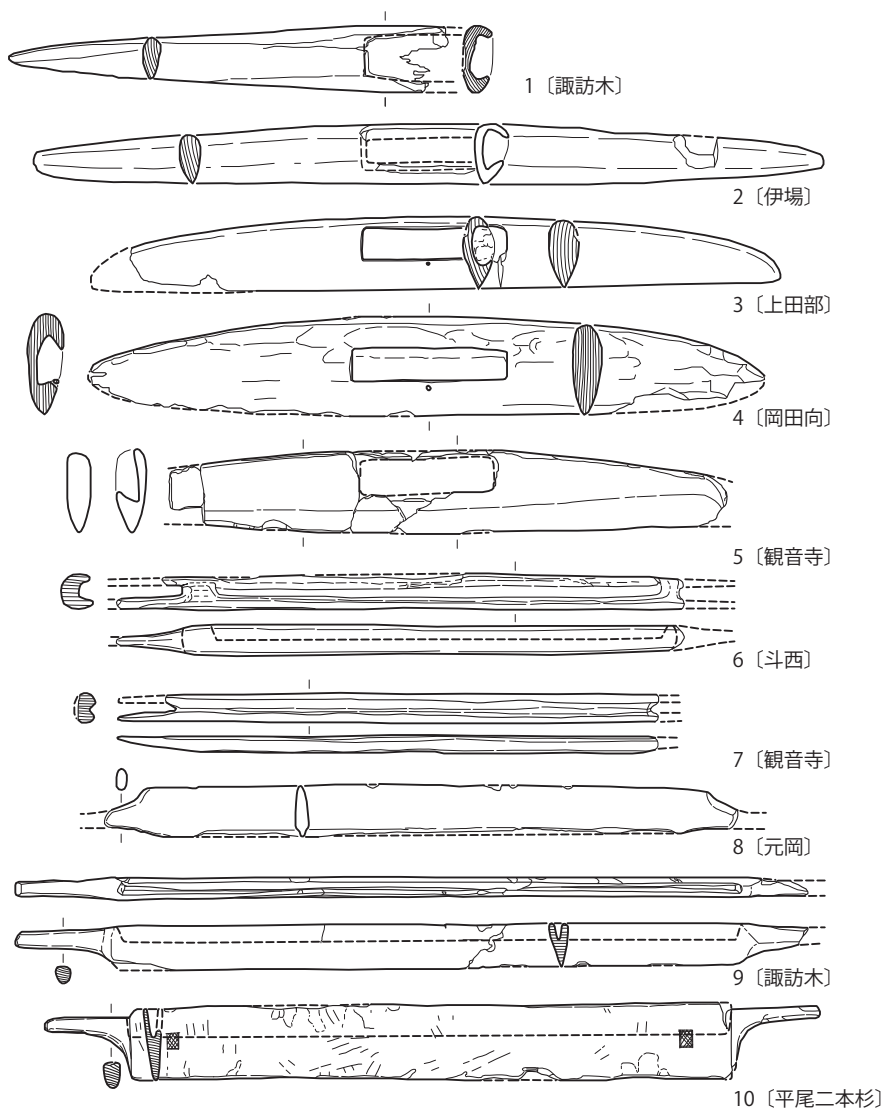
これまで、調庸布生産は、郡衙や豪族居宅を拠点として集約的に行われたことが有力視され、考古学においても静岡県伊場遺跡をはじめとする郡衙関連遺跡から製織具が出土する事実から傍証されている。^②一方で、麻素材の衣料は日常的な需要があるため、集落での生産を重視する見解もあり、多様な生産形態が想定される。^③しかし、従来の議論では、調布・庸布の幅が一律に二尺四寸と、日常衣料よりも幅広であることに焦点があてられた。本体である端布と常（段）布における布長の差異はほとんど考慮されることなく、「調庸布」として一括りに論じられてきたのである。

前章で明らかにしたように、二種の腰機の技術の違いに関しては、布幅よりも、むしろ布長の差異に注目すべきである。すなわち、本来、異なる機の技術系統上にあるはずの端布生産と常（段）布生産とは分けてみるべきではないか。とりわけ、常布は輪状式無機台腰機でも織れたと考えられ、その生産の主力は集落内の女性労働にあったと想定されるのである。

第一節 伊場遺跡の出土資料にみる布生産

本節では紡織にかかわる資料がまとまって出土した静岡県伊場遺跡の事例について、木簡等を含めて再検討し、郡衙と集落における布生産の様相をみたい。

天竜川流域の海岸低地帯に立地する伊場遺跡では大溝から木簡を含む大量の木製品、墨書土器などが出土し、七世紀後半以降、遠江国敷智郡衙（評衙）に関連する施設が分散していたとみられる。ここでは、直状式有機台腰機を構成する管大杼（七世紀後半）（図5-1-2）と箴杵（八世紀、開口補助具（七世紀後半））などが出土した。箴杵には糸擦れの痕が残り、その範囲と密度から調として規定された幅二尺二寸の絹絶が織られた可能性が高く、また、開口補助具には麻素材とみられる糸擦れの痕が確認できる。



1～5. 直状式有機台腰機・管大杼

6～7. 直状式有機台腰機・布巻具

8～10. 輪状式無機台腰機・布送具

図5 腰機の部材 (S=1/8)

〔 〕 出土遺跡名

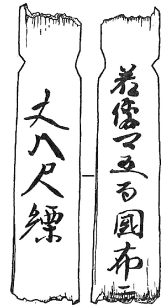


図6 段布の付札木簡

とりわけ、管大杼は、全長八三センチメートルと長大であり、幅二尺四寸の布の製織に応じたものと以前から指摘されているが、その後に出土した六世紀末から七世紀初めの徳島県観音寺遺跡例（復元長六五～七〇センチメートル）（図5-5）や六世紀後半を上限とする三重県岡田向遺跡例（全長七一・九センチメートル）（図5-4）と比べても、追認できる。もとより長い布が効率的に織れる直立式有機台腰機において、管大杼の長大化は、令に規定された端布生産に対応するものであったと理解できる。^⑥

伊場遺跡と関連する遺跡一帯では、製織具が出土する一方、麻の製糸に必要な紡錘車が出土せず、これより北方に位置する三方原台地や平野部の集落遺跡では紡錘車が多く出土することから、集落における製糸と郡衙における製織の分業体制が認められる。^⑦近年、各地域で紡織具の集成がさらに進み、他の郡衙関連遺跡においても直立式有機台腰機の部材や糸枘などの製織具が出土する傾向が明らかである。^⑧糸枘は、より長い経を揃えるのに必要な具であり、直立式有機台腰機を用いる端布生産にかかわるものと考えられる。他地域での状況もふまえると、端布生産は、直立式有機台腰機をとまなう直杖系の製織技術を保有する豪族ら郡司層の管理下で集約的に行われたとみてよい。^⑨

その一方で、伊場遺跡では「表」若倭部五百国布二（裏）丈八尺縹（伊場四〇号）と記した段布の付札木簡が出土している（図6）。「若倭部」姓は、伊場遺跡周辺の出土木簡に多くみえ、敷智郡内に住む人物とみられる。「布」は「二丈八尺」という長さから、中央へ庸として貢納する段布とみられ、藍を染料とする縹（はなだ）色に染められていた。

中央へ貢納する布には両端に「国郡里戸主姓名年月日」が直接墨書されたので、この木簡は中央へ運ぶための荷札ではない。この地で布の検収が行われ、貢納者名などが布に墨書された後に、廃棄されたものである。^⑩段布が郡衙で収納されたことを示す、希少な資料であるとともに、この布がすでに藍染めされている事実注目したい。山中敏史は、この付札木簡の存在から「練りや染色加工の可能な工房が、郡衙ないし郡衙管轄下に存在していたか、豪族層に私有されていた可

能性が高い」とみるが、郡のみならず、集落の段階で藍による染色がなされたことをも想定できるだろう。^⑪

古代日本では、絹は藍の生葉で染めたが、セルロース系の麻素材の布は、生葉のままでは化学的にみても染められず、灰をアルカリ剤として「発酵建て」を行う必要がある。^⑫ よって、藍を発酵建てる技術が、郡段階、もしくはそれ以下の段階ですでに培われていたはずである。長屋王家木簡には食料米を支給された「染女」がみえ、長屋王邸で染色に従事する女性の技術者が存在していた。^⑬ このことは、生業レベルにおいての染めも女性により行われたことを示唆する。^⑭ 賦役令には菫藍条がみえることから、藍はすでに在地で広く栽培されていた。つまり、「布二丈八尺縹」は、法的には男性が貢納することになっているが、実際には女性が集落で布に織り染めたものであったと想定されるのである。

このように、伊場遺跡出土の製織具や木簡からは、敷智郡衙を拠点とした絹や布（端布）の集約的な生産と周辺の集落における糸・布（段布）生産がその技術差に応じて重層していた状況がうかがえる。律令制成立期の紡織体制において、郡段階での端布生産と集落段階での常布・段布生産とが明確に区別できるかどうかは、さらに慎重に検討する必要があるが、それぞれ直状系と輪状系という、二系統の製織技術上の差異がその基底にあることを前提としてみるべきであろう。

さらに、これら布生産は、麻の製糸から腰機による製織を生業技術として伝習してきた女性の働きによるものが多かったとみられる。布の染色についても藍などが在地で広く染料が入手できるものは、女性によりその技術が保持され、郡や集落の各段階で行われただろう。^⑮ とりわけ、段布は、生業とのより深いかかわりのなかで生み出されたと考えられる。節をあらためてその生産者の実像を追いたい。

第二節 段布の生産と流通——「恵我女布」の履歴——

輪状系の製織技術によって女性たちの手で織り出される、常や段を単位とする布は、在地社会において交換財として貨幣的価値をもち、流通した布であった。常布は、調布や庸布の規格の基本単位であり、労働量の基準、かつ物品交換の価

値基準であつた。¹⁶⁾ 実際に、中央では雇傭労働者に常布が支給されていたことが長屋王家木簡から知られる。¹⁷⁾ さらに、東国社会においても常布は貨幣的価値を持つものとして流通し、米や塩などとともに各地の現物貨幣を取換することが庸制のねらいでもあつた。¹⁸⁾

和銅年間に新たに「段」の単位が創出され、「常」が廃されたのは、錢貨の流通を図るためであつたと考えられるが、その交換価値は長さ二丈六尺を一段とする商布に引き継がれ、平安時代にいたるまで流通が拡大する。¹⁹⁾

地方諸国から中央へと集積され、分配、消費される布を「タテの流れ」としてみると、商布の流通にみるように、段単位の布は、地方社会のなかで「ヨコの流れ」をもつ布でもあつた。その一例が長野県屋代遺跡で出土した郡符木簡（第一四号）にみえる。

「 符 屋代郷長里正等 敷席二枚 鱒□升 芹□

・ 符 屋代郷長里正等 匠丁^{（マメ）}粮代布五段勘夫一人馬十二疋

□^{（神）}宮室造人夫又殿造人十人

屋代遺跡は、千曲川の自然堤防上に立地し、七世紀後半に庇付建物を中心とする掘立柱建物が建ち、周囲に竪穴住居が分布する。七世紀後半から八世紀前半の自然流路等より出土した木簡から、周辺に信濃国埴科郡衙が存在したと考えられ、庇付建物は郡司層の豪族居宅ともみられる。この木簡は、靈龜元年（七一五）から天平十二年（七四〇）の郷里制下で埴科郡司が「屋代郷長里正等」に対し、敷席・鱒・芹と並んで匠丁の粮米の代価として布五段を進上することを命じた符である。粮米の代価となりうる段布の納入が命じられていることから、現物貨幣としての性質をもつ段布が在地で流通していた実態をあらわすものである。²⁰⁾ 同時に、在地で段布生産が行われたことをも示唆する。



図7 緋絶帯心布（正倉院宝物
中倉202第78号
櫃）一部拡大

古尾谷知浩はこの木簡の存在を重視し、段布生産の主体が郡ではなく、郷以下であったことを指摘し、ひいては端布も含め、郷内での個別的な布生産が行われたとみる。²¹⁾前節でみたように、段布に限ってみれば、機の技術の観点から首肯できる。すなわち、段布は、集落の女性たちが伝習してきた輪状系の製織技術により生み出されたのであり、それが広く一般的な生産物であったからこそ、食料などとの交換価値をもつものとして機能しえたと考えられる。

実際に、女性の手により織られたとみられる段布の実例についてみよう。正倉院に伝わる「緋絶帯心布」（中倉二〇二第七八号櫃）を構成する布には、以下の墨書銘がみえる（図7）。

伊豆國那賀郡那珂郷戸主生部直安麻呂委文部益人調堅魚代商布壹段
〔別筆〕
「和志郷 白髪マ恵我女布」
長二丈六尺
闊二尺

銘文によれば、この布は伊豆国の那賀郡那珂郷から調の堅魚の代物として納められたもので、長さ二丈六尺、幅二尺以上と段の規格をもつ商布であった。注目すべきは、「伊豆國」以下の調銘とは別筆で「和志郷 白髪マ恵我女布」の文字が確認できることである。文字は調銘の左から布端までの間に、やや大ぶりの淡墨で記入されている。²²⁾

和志郷の恵我女という女性名は、調を負担した那珂郷の男性名とは別に記されているため、実際の布の生産に関与した女性であったと推測される。²⁴⁾東野治之によ

れば、和志郷は平城宮出土木簡の例から那賀郡内にあったとみられるが、郷から書き出されているため、郡かそれ以下の段階で書かれたという。実際、「伊豆國」の「國」

は「和志郷」の「郷」に一部墨が重なり、「伊豆國」以下の調銘が後筆とみられる。²⁵⁾

さて、この商布は、中西康裕が指摘するように、恵我女が公出拳の代納物として納めた布であった可能性がある。²⁶⁾ 布による出拳の返済があったことは、古代常陸国の茨城県鹿の子C遺跡から出土した漆紙文書（第一七四号）により知られる。

（前略）

三月〇〇 女
五月〇〇 九月廿八日布一段

□□□□^{（人カ）}
「稲五百五十束」

三月〇〇 冊
五月〇〇 廿
九月十二日 冊
九月廿九日 九^{（布カ）}

三月〇〇 冊
五月〇〇 廿
九月廿二日 冊
九月廿八日 一段^二
若櫻マ尼□女

（後略）

この漆紙文書は八世紀末ごろの公出拳の貸付原簿とみられ、春三月と夏五月に貸し付けられた出拳に対して、二人の女性が出拳を単位とする布で返済している。東国社会において布が稲と換算され、支払いに充てられた実態を示し、かつ布そのものが女性自らの手により集落内で織られた可能性を示すものとしてきわめて重要な資料である。²⁷⁾

要するに、那賀郡のなかで和志郷の恵我女が出拳の代納物として納めた段規格の布が、別の那珂郷の男性二人の貢納物（商布）に転用されたのである。おそらく、郡の計帳に基づく輸納調整が行われ、もと恵我女が納めた布が中央への貢進物となったのであろう。

段規格の商布が稲で納めるべき代物であったとすれば、恵我女自身により織られた可能性が高い。それは律令体制の一角をなす生産物というよりも、生業のなかで女性^②が技術を継承する、日常衣料としての布の性格に近い。

商布には、伊豆国印が二顆押されている。国印の押印は賦役令調皆随近条の拡大適用であり、布を貨幣として保証するものである^③。伊豆国印は調銘中の「伊豆國那賀郡」と「壹段」以下に押され、別筆の「和志郷」以下にはかからない^④。商布に転用される以前の布の履歴、つまり、在地において実際にだれの手で布が生産されたのか、国家の統制が及ばず、そもそも支配者の関心はそこまで及んでいない。

近年、正倉院に蔵せられる布のなかに、改鑄後とみられる「下総國印」と「乙刀自□〔女〕」の墨書銘をもつものが新たに確認されている^⑤。布の両端は織耳を存し、幅六五センチメートルである。銘文は布の天辺から書かれ、その裏面に国印が押される。「乙刀自□〔女〕」は、調庸銘とは関係のない女性の一般名称であり、国印はこの銘文にはかからない点で、「恵我女布」とよく似た来歴をもつ布ではないか。これも、いわば「生業を源とし、市場に流れ、国家が汲みとる」経緯の布である可能性がないだろうか。

- ① 角山幸洋「古代紡織具の構造と調庸純布——太田氏「日本の考古学」所収論文の批判——」『愛泉女子短期大学紀要』二、一九六七年、狩野久「律令財政の機構」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九〇年（初出一九七六年）、前掲はじめに注⑤浅香年木文獻。
- ② 向坂銅二「古代における貢納織布生産の一形態」『論集日本原史』吉川弘文館、一九八五年、鈴木敏則「遠江における原始・古代の紡織具」『浜松市博物館報』一二、一九九九年、前掲第一章注②東村純子文獻。
- ③ 前掲はじめに注⑥森明彦一九九二・二〇一六年文獻、前掲第一章注⑥古尾谷知浩文獻。
- ④ 前掲注②向坂銅二文獻、前掲注②鈴木敏則文獻。
- ⑤ 穂積裕昌「古墳時代機織研究の新展開」『三重県埋蔵文化財センター研究紀要』一七一、二〇〇八年。
- ⑥ 日本の民俗例では長さ五〇〜六〇センチメートルのものが多く、伊場遺跡出土の管大杉は、近現代のそれに比べても長大である。
- ⑦ 前掲第一章注②東村純子文獻。
- ⑧ 各地の出土紡織具を集成したものに、富山県内では池野正男「越中古代の布・絹生産遺跡と性格」『大境』三三、二〇一三年、神奈川県内では大上周三「相模の木製紡織具——古墳時代中期から奈良・平安時代——」『神奈川考古』五〇、二〇一四年、新潟県内では春日真実「古代蒲原郡の紡輪・糸杵」『郷土史燕』九、二〇一六年）がある。また、村上義直「最北の郡衙石崎遺跡について」『秋田県埋蔵文

化財センター研究紀要』二九、二〇一五年）においても郡衙遺跡出土の紡織具が取り上げられている。

- ⑨ 前掲第一章注②東村純子文獻。なお、旧稿で示した「第九表 杵・総かけ・糸杵出土遺跡一覽」について、官衙関連遺跡のみならず、集落遺跡からの出土例もあり、集落における布生産についても検討すべきとの批判がある（前掲第一章注⑥古尾谷知浩文獻）。杵・総かけは古墳時代から存在し、もとより集落においても使用される具である。一方、糸杵や有機台腰機など直状系統の製織具が出土した遺跡については、その性格をさらに精査する必要がある。

- ⑩ 吉田晶『日本古代国家成立史論——国造制を中心として——』東京大学出版会、一九七三年、東野治之『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年、森公章『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年など。

- ⑪ 前掲注⑩山中敏史文獻。

- ⑫ 麓泉「日本の藍染め草創期をめぐる 延喜式再考（上代繹染め）の技法を問う」『月刊染織』a 二六九、二〇〇三年。藍は、中国原産のタデ科の一年草である。「延喜式」縫殿寮雑染用度条によれば、綾などの絹には「圖（罽）」を単位とする生藍（藍の生葉）が、「質布」（麻布）には「斗」を単位とする「乾藍」と灰が染料として用いられた。「布二丈八尺繹」木簡の存在から、「乾藍」による布の染色技術が八世紀代に開発されていた可能性がある。

- ⑬ 西野悠紀子「長屋王家木簡」と女性労働『日本古代国家の展開』下、思文閣出版、一九九七年。

- ⑭ 「搗櫓」のように、染料の種類によっては、杵と臼で搗いて加工する作業が必要である。その身体動作・道具が女性が担う春米労働（前掲はじめに注⑦菱田（藤村）淳子文獻）と共通することから、染料を

搗く作業においても女性の働きがあったと想定される。

- ⑮ 染色が国・郡以下での段階で行われたのかは、調庸墨書銘の書入れ段階の議論ともかわることから、これについて補足したい。正倉院には、遠江国敷智郡竹田郷から貢納された黄色系統の色に染められた「調黄純」（黄純）南倉一四八ノ三六〇が伝わるが、近年、染料の材質分析が行われ、苧安（カリヤス）であることが判明した（中村力也「正倉院宝物を彩る化学——化学分析で明らかにされた古代の天然染料」『化学』六五・一一、二〇一〇年）。苧安は山野に群生するススキに似た多年生草本（イネ科ススキ属）の茎や葉を原料とする。郡段階で「調黄純」等の調庸墨書銘の書入れがなされたとすれば、敷智郡衙を拠点として製織のみならず染色までが一連の作業として集約的に行われたと理解できる。苧安もまた在地での採取が容易な染料であり、郡や集落でも広く利用されたのではない。染料の種類や衣料の素材、需要の違いに応じて、国・郡以下の各段階において多様な染色が行われたのではないかと推察する。

- ⑯ 前掲第一章注③吉川真司文獻。

- ⑰ 櫛木謙周「日本古代労働力編成の研究」塙書房、一九九六年。

- ⑱ 三上喜孝「日本古代の貨幣と社会」吉川弘文館、二〇〇五年。

- ⑲ 前掲注⑰櫛木謙周文獻。

- ⑳ 前掲注⑱三上喜孝文獻。

- ㉑ 前掲第一章注⑥古尾谷知浩文獻。

- ㉒ 松嶋順正「正倉院寶物銘文集成」一九七八年、吉川弘文館、杉本一樹「正倉院の繊維製品と調庸関係銘文——松嶋順正「正倉院寶物銘文集成」第三編補訂 前編」『正倉院紀要』四〇、二〇一八年。

- ㉓ 前掲注㉒杉本一樹文獻。

- ㉔ 前掲注㉓杉本一樹文獻。

- ㉕ 前掲はじめに注②服藤早苗文獻。

- ㉖ 前掲注⑩東野治之文獻。

- ②6 中西康裕「二枚の交易布」『続日本紀研究』二六〇、一九八八年。
 ②7 前掲注⑱三上喜孝文獻。
 ②8 前掲はじめに注⑥森明彦一九九二・二〇一六年文獻。
 ②9 今津勝紀「調庸墨書銘と荷札木簡」『日本古代の税制と社会』塙書房、二〇一二年（初出は一九八九年）、馬場基「荷札と荷物のかたるもの」『木簡研究』三〇、二〇〇八年。
 ③0 中村太一「古代日本における墨書押印貢進物」『栃木史学』一四、二〇〇〇年。
 ③1 前掲注②杉本一樹文獻。
 ③2 「白布 第三五号其一」（中倉二〇二第九八号櫃）。前掲注②杉本一樹文獻を参照。

第三章 自家生産・消費された布

本章では、中央へ貢進される、規格化された端布・常（段）布とは別に、集落で自家生産・消費される布の実体を、正倉院に伝わる布資料や考古資料から推測する。古墳時代から併存していた二種の腰機では、その技術の違いにより布長が規制されるのに対し、布幅は腰機の種類にかかわらず、織手の技量や裁量によって変えることができる。実際に、古墳時代後期以降、五〇～六〇センチメートル幅の布が二種の腰機により織られていた事実を、遺跡出土の機部材に即して明らかにする。ここを起点としてみれば、律令時代の日常衣料としての布生産と、端や常（段）単位に規格化された布生産との間において、製織技術上の断絶性よりも、むしろ連続性が見いだせるのである。

第一節 腰機の技術と布幅

これまで、いわゆる調庸布に求められた二尺四寸（約七一センチメートル）という幅は、弥生時代以来の幅三〇センチメートル前後の布とは、隔絶した機の技術によって織られたと考えられてきた。^① 実際に、約七一センチメートル幅の布が、中央における官人や使役労働者への衣料支給という国家的な需要に応じたものであったことが、正倉院に伝わる衣服の形態からわかる。^② その一例として示した図8・図9A1では、布一幅で左右の身頃と袖をとることで裁断・縫製の合理化が

図られている。

一方、集落の人々が着用したのは、弥生・古墳時代から続く貫頭衣系統の麻素材の衣服であり、幅三〇センチメートルほどの狭い布を二幅、胸前で合わせたことから、布一幅で仕立てた公服とは区別されるものであった。^③確かに、弥生時代以降の輪状式無機台腰機では、布長が制限されるため、図9Bに示すように、布二枚を横に連ねて折り返せば、膝丈の貫頭衣が一着、製作できたことになる。しかし、その後、輪状式無機台腰機の布送具や直状式有機台腰機の布巻具、管大杵の出土例が増加し、古墳時代後期以降の布幅について新たな知見が得られるようになった。

布送具は、身部の側面を凹状につくるものと、凸状につくるものと二材で輪状の経を挟み、織り上がった布を送る具で、凹凸状の側面の長さから織られた布幅が推測できる。弥生時代から古墳時代中期までは三〇～四〇センチメートル幅の布が織られたことがわかり、この場合は布二幅で衣服が製作されただろう。しかし、古墳時代後期になると長大化した布送具があらわれ、五〇～六〇センチメートル幅の布が織られるようになる。^④

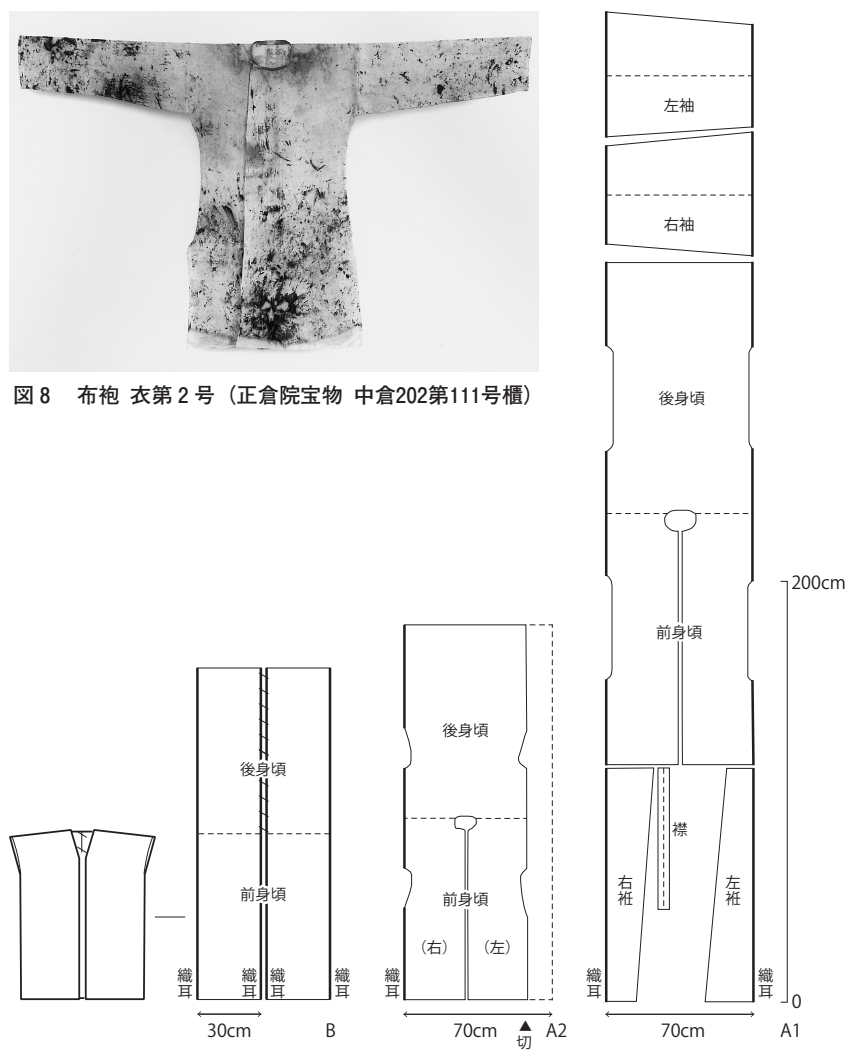
六世紀前半の佐賀県平尾二本杉遺跡出土の布送具(図5・10)は、全長約八二センチメートルを測り、身部側面には約六三センチメートルにわたって凹状の溝が彫られる。身部の両端近くには方形区画と格子状の文様が施される。両文様間の長さは五三センチメートルであることから、少なくとも幅五〇センチメートル余り、最大で幅六〇センチメートル近くの布が織れたと考えられる。

埼玉県諏訪木遺跡例(図5・9)もまた、身部側面の凹状の溝の長さから、織られた布幅が判明する布送具である。^⑤出土位置から六世紀後半の所産とみられ、接合状況からはほぼ完形に復元できる。側面の凹状の溝の長さは、六四・六センチメートルを測り、幅六〇センチメートルほどの布が織成できたことがわかる。

六世紀の福岡県元岡遺跡例(図5・8)は、身部側面を凸状につくる布送具で、先述の二例のような側面凹状のものと組み合わせて使用する。遺存状態は良くないものの、身部の長さは五八センチメートルほどあり、幅五〇センチ以上の布が



図8 布袍 衣第2号（正倉院宝物 中倉202第111号櫃）



- A 布一幅の上衣
1. 布袍 衣第2号
 2. 紅布衫 第4号（正倉院宝物 南倉133）
- B 布二幅の貫頭衣(復元)

図9 衣服の展開図

織れたとみてよい。

一方、直立式有機台腰機では、当初から幅五〇センチメートル近くの布の製織に対応する布巻具があらわれることが、六世紀前半の滋賀県斗西遺跡例において確認できる(図5・6)。布巻具は、両端に二股の把手がつき、織り上がった布を巻く具である。身部に直状の経の端を固定するための溝が彫られ、その長さから布幅が判明する。また、第二章第一節で述べた、六世紀末から七世紀初めの徳島県観音寺遺跡や六世紀後半以降の三重県岡田向遺跡出土の管大杼(図5・4・5)は、全長からみて幅六〇センチメートル程度の布の製織に対応できたと考えられる。

以上のことから、古墳時代後期には輪状式無機台腰機と直立式有機台腰機とで布長は異なるものの、布幅は同じ五〇～六〇センチメートル近くの布が織られていたことがわかる。この事実を前提としてみれば、律令時代における約七一センチメートル幅の布の製織は、技術的にみて、従来想定されてきたほど難しかなかった点に留意したい。

また、衣服の形態についても見直しが必要となる。すなわち、古墳時代後期になると、幅三〇センチメートル前後の布二幅の衣服ではなく、むしろ幅六〇センチメートルの布一幅の衣服が製作された可能性がある。このことを示唆する例として、正倉院に伝わる「紅布衫 第四号」(南倉一三三)(図9A2)をみると、右の身頃側は織耳を残しているが、左の身頃側は五七センチメートル幅に裁たれているのがわかる。もとは、幅七〇センチメートル前後であった布の左端を、意図的に一〇数センチメートル裁ち落とした上で、身頃を裁断したとみられている^⑥。六〇センチメートル幅の布であれば、一幅でも衣服として機能することを示すものである。

第二節 自家生産・消費された布の実体

古墳時代後期から織られていた五〇～六〇センチメートル幅の布は、律令時代の集落においても、自家用に織られ、消費されていた可能性がある。その手がかりとなる資料として、正倉院に伝わる「布袋 衣四八号」(中倉二〇二第七三号櫃)



図10 布袋 衣48号(正倉院宝物 中倉202第73号櫃)

(図10)をみてみよう。この布袋は、麻素材の布幅を二つ折りにして片脇と底とを縫い閉じたもので、墨書銘などにより信濃国から中男作物としての芥子を入れて輸納された袋とみられる。^⑧

近年、袋の片脇で布の両端の織耳が確認され、布幅が五八センチメートルと、調庸布のそれよりも狭いことが明らかにされた。^⑨ 調庸墨書銘をもつ布は、実際には幅六八〜七二センチメートルの範囲に集中し、芥子袋の六〇センチメートルに満たない布幅は、明らかに規格外である。しかし、自家消費用としてはこの布幅がより一般的なものではなかったか。

これを裏付けるものとして大阪府上田部遺跡出土の管大杼(図5-3)を挙げたい。水田跡から天平七年(七三五)の年紀をもつ木簡とともに出土したもので、全長約七三センチメートルに復元できる。一センチメートルにつき九〜一〇本の糸擦れの痕が認められることから、麻素材の布を織ったとみてよい。すでに指摘されているように、この管大杼では約七一センチメートル幅の布を織るのには長さが足りず、幅六〇センチメートル程度の狭い布が織られた可能性がある。^⑫ 当地は、田部という地名や墨書土器「田子」の出土などから官田がおかれたとみられる。畿内の調は、養老六年(七二二)までに布から銭に切り替えられており、^⑬ ここではより先進的な直状式有機台腰機を用いて自家消費用としての布を織っていたと評価することができる。

時期は下がるが、「延喜式」主計寮上に陸奥・出羽両国の調庸と、越後国の庸として課された狭布がみえる。その幅は一尺八寸(約五三センチメートル)と中央の衣料生産の用布としては適さない規格であり、貢進されることなく、辺境の蝦夷等の給禄などとしてこれらの国内で消費されたとみられる。^⑭ 鈴木拓也によれば、狭布の賦課は辺境の蝦夷征討に直面する公民に対する負担軽減策であり、八世紀初めにさかのぼって陸奥・出羽国等において調庸を免除する政策がとられ、養老六年(七二二)には陸奥国の調の貢進停

止に代わって幅一尺八寸の布が徴収される。¹⁵⁾

一尺八寸幅の布は、信濃国の芥子袋に仕立てられた布幅とも近く、これこそが在地において一般的に生産・消費される布の実体であったのではないだろうか。東北や甲信越地域の集落で使用された機が、輪状式系統の無機台腰機、あるいはこれに代わり普及していく直状式有機台腰機であったのか、時期的な差を考慮して検討すべきであるが、どちらの腰機においても、布幅は織手の身体長による制約の枠内で必要に応じて変えることができる。当然のことながら、集落では大小多様な幅の布が織られたはずである。

五〇～六〇センチメートル幅の布は、中央での衣料需要には原則として対応しない規格であったが、一般的な衣料として十分に足りるものである。その多くは在地で消費されたのであるが、稀少にも信濃国から中央へ貢進する芥子の袋として、その存在が確認できるわけである。

中央へ貢進される端布・常(段)布に求められた、七〇センチメートル余りという幅は、おそらく織手の身体長による制約上、最大限に近いものであったと考えられ、一般的な布幅より十数センチ広く織ることは、織手の技量次第で可能である。端布・段布の布幅と、自家消費用の布のそれとは、従来想定されてきたほど技術的な隔たりはなく、むしろ技術習得・継承におけるつながりを認めるべきであろう。

① 前掲第一章注⑨角山幸洋文献、前掲第二章注①角山幸洋文献。

② 前掲第一章注⑨角山幸洋文献。

③ 武田佐知子「律令国家と蝦夷の衣服——民族標識としての衣服——」『古代日本の衣服と交通 装う王権つなぐ道』思文閣出版、二〇

一四年(初出は一九九三年)。

④ 前掲第一章注②東村純子文献において言及したが、その後の新出資料を踏まえて、以下考察する。

⑤ 坂野千登勢「古代武蔵国の紡織に関する考察——鉄製と再利用の紡

錘車——」『論叢 古代武蔵國入間郡家Ⅱ——多角的視点からの考察

——』古代の入間を考える会、二〇〇九年、市川淳子「機織形埴輪」『甲塚古墳発掘調査報告書』下野市教育委員会、二〇一四年においても提示されている。

⑥ 田中陽子・中村力也・成瀬正和・飯田剛彦「年次報告(南倉一三三紅布衫 第四号)」『正倉院紀要』三一、二〇〇九年。ただし、他の縫製の例から、布幅を意図的に狭く裁って使用する場合は子供用であることが多いとの指摘がある。

⑦ 前掲はじめに注①布目順郎文獻。

⑧ 前掲第二章注②松嶋順正文獻。本例には「信濃國少縣郡芥子壹町天平十三年十月」の墨書銘があり、この類例として「信濃國水内郡中男作物芥子貳町 天平勝寶二年十月」の墨書銘をもつ「布袋 第一号」（中倉二〇二第九四号櫃）がある。

⑨ 前掲第二章注②杉本一樹文獻。

⑩ 前掲第二章注②杉本一樹文獻より算出。

⑪ 奈良国立文化財研究所『木器集成図録 近畿古代篇』一九八五年。

⑫ 前掲はじめに注⑥森明彦一九九二年文獻。なお、森明彦は、伊場遺

跡の管大杵（図5・2）についても調庸布の幅に対応しないとみるが、左右に両手を添える分を考慮しても調庸布の幅を織るのに足りる長さがあると考えられる。

⑬ 『続日本紀』養老六年九月庚寅条。

⑭ 前掲注③武田佐知子文獻。

⑮ 『続日本紀』養老六年閏四月乙丑条。鈴木拓也『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年を参照。

第四章 布生産の技術と労働・祭祀

布生産においては、硬直でかつ繊細な麻繊維の扱いから、腰機による布の製織にいたるまで、その技術を身体で習得することが求められる。この技術的特性は、自家消費のための布と端布・常（段）布の双方の生産において共通する。本章では、女性たちにより継承された麻の製糸・製織技術の特徴を踏まえつつ、共同体内の女性労働を統率した首長層女性の存在とその生産活動に結びつく祭祀について考察を進めたい。

第一節 甲塚古墳の機織形埴輪にみる首長層女性と織成労働

賦役令では調のなかに美濃絁や望陀布など、国あるいは郡の名を称するものが特に挙げられる。それらは大化前代の国造制や部民制下での産物の収取を受け継ぐものであったと考えられている^①。考古学の見地では、栗国造の本拠地で、後に名方評衡、阿波国府がおかれた徳島県観音寺遺跡でこのことを傍証する資料が認められる。当地では六世紀末から八世紀前半にかけて絹・布生産が継続的に行われ、布の製織においては新旧二種の腰機が使用されたことから、端布生産と常布生産との重層性が認められる。令に基づく調絹絁布の生産体制のなかに、こうした地域首長の主宰による遺制を引き継

ぐものがあつたことが示唆されるのである。

第一章第二節でみた栃木県甲塚古墳の機織形埴輪は、東国社会の布生産においてまさに新旧二種の腰機の技術が重層していた事実を示す。さらに、人物埴輪群の配列を注視すると、これら腰機の技術を保持した女性集団を率いる首長層女性の存在を見いだすことができる。

甲塚古墳の人物埴輪は、女性群像と男性群像とが明らかに区分され、配置されている(図4)。石室入口に最も近い側からみると、男性埴輪七体(10～16)が配置され、男性のなかで中心像とみられる帽子を被った人物(16)を先頭に、二、四番目の人物(13・15)が鍬などの農具を肩にかつぐ。次いで、機織形埴輪を含む女性埴輪九体(1～9)が並び、馬形埴輪・馬子四組が後に続く。女性のなかで中心像とみられるのが、頭に鉢巻きをつけ、ひときわ大きく作られた人物である(6)。この人物を古墳の主たる被葬者、すなわち女性首長とみる考えもあるが、男女で構成される人物と馬の群像は、基本的には被葬者を意識した首長一族の葬列とみてよいだろう。女性埴輪が機を織る所作するのは、性別分業化された労働を象徴する。首長一族が主宰する地域共同体が、男女対等な性別分業を基礎としていたことを、古墳祭祀で再確認していたと考えられるのである。

埴輪に表された二人の織手の女性(7・8)もまた首長一族であつたとみられ、中心的存在とみられる女性埴輪(6)に隣接して配置されている点は興味深い。それは首長層女性が最新の腰機の技術を保持し、ひいては共同体内の女性による織成労働を率いたことを誇示するものではなかったか。すなわち、性別分業化された布生産が、社会的分業としての側面をも有していたと考えられるのである。

このように、甲塚古墳の人物埴輪群からは、東国地域の首長層女性が布生産の労働力を統率したことが推察され、中央政権による律令制成立の歴史的前提として重視できる。

第二節 布生産における「刀自」の役割——技術継承と祭祀——

首長層女性による配下の女性の織成労働の統率は、後の文献史料にあらわれる「刀自」の役割に近いものではなかったか。義江明子によれば、「刀自」とはもとは首長・豪族層の女性の一般尊称であり、里刀自や寺刀自などとして各種の組織・単位に女性労働を統括する女性が存在した。^④その背景として在地の共同体内で女性による春米労働や織成労働が、首長層女性の指揮下でなされたことが考えられるのである。^⑤

律令制成立期の布生産の現場では、布の織手が管理されたことが信濃国埴科郡衙にかかわる長野県屋代遺跡（第二章第二節を参照）で出土した七世紀末頃の木簡（二〇号）からわかる。

金刺ア富止布手、
 刑ア真□布、
 酒人□布手、
 金刺（ママ）
 舍人真清布手、
 布手

男性とみられる複数の人名に続けて「布手」と付点が記されることから、布の織手として男性が従事したと解釈されてきた。^⑥しかし、中村太一によれば、「（男性人名）の布手」と読むべきで、男性人名は戸主などの貢進主体者を指し、「布手」とは別人であるという。^⑦そうとすれば、「布手」の性別は男女いずれとも確定できない。

この布の単位が不明であるため、調庸布であった確証はなく、郡衙がどこまで布生産に関与したのかについても議論すべきであるが、出土紡織具の組成からは郡司層の豪族の本拠地で麻の製糸から布の製織までを一貫して行う体制が認められる。^⑩それは、第二章第一節で挙げた静岡県伊場遺跡例にみる分業型とは異なり、観音寺遺跡や甲塚古墳の例にみるような、大化前代から続く地域共同体による布生産の系譜を引くものであろう。腰機を操作して布を織るには、経験的に体得

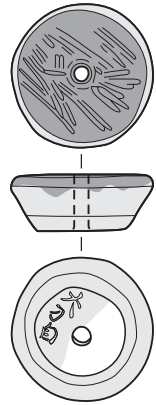


図11 神屋遺跡
出土「大刀自」
銘土製紡錘車
(S=1/3)

してきた身体技術が求められるため、ここでは在地においてその技術に熟達した女性たちが「布手」として組織化された可能性を考えたい。^⑪時期は下るが、茨城県神屋遺跡では、九世紀中頃の住居址から「大刀自」とヘラ書きされた土製の紡錘車が出土している（口絵3・図11）。

大刀自（オオトジ）は天皇・貴族の妻の称の一つとしてもみえるため、女性の一般名称ではなく、里刀自のように集団を束ねる女性リーダーの意味をもつと考えられる。^⑫この紡錘車は、茨城県内で集成された同時期の紡錘車のなかでも重量が七三・三グラムと特に重いこと、全面にヘラ磨きを施し、上面に黒色処理が意図的に施されることから、通常の紡錘車とは異なる、やや特別なものとして製作されたと考えられる。

義江明子によれば、宮中の造酒司では酒甕神として「邑刀自」（大刀自）が祀られていた。それは共同体内での造酒における女性労働を統括した首長層女性の格神であり、七世紀以前からの首長層女性と成員女性による各種生産と祭祀との結びつきが想定されている。^⑬神屋遺跡の「大刀自」銘紡錘車は、このような在地の生産活動に密着した刀自神の形成が、紡織の場においてもなされた可能性を示すものである。

一般的に、線刻のある紡錘車は石製のものが多く、信仰にかかわる文字・絵画が多くみられる。^⑭人名に限ってみると、郷長や戸主を冠した実在の男性名がしばしばみられ、^⑮なんらかの祭祀・儀礼を行う者（祈願者）とみられる。一方、「太綾神奉奉土」など信仰の対象を刻書した例もある。^⑯神屋遺跡の「大刀自」は、実在する女性というよりも、刀自神のような紡織にかかわる信仰の対象を示すものではないだろうか。

線刻例の多い石製の紡錘車は往々にして産地と使用地が離れているのに対して、「大刀自」銘紡錘車は製作・使用地が近接した土製品であることにも注目できる。「大刀自」銘は、焼成する前の胎土に刻まれており、製作技法の共通性から、在来土師器とともに成形されたことが明らかである。^⑰土師器の製作は一般的に女性が担ったと考えられることから、

「大刀自」銘紡錘車の成形者と使用者は同一人物か、別人であったとしても同じ共同体内の女性であったと推察される。当地は常陸国志太郡小野郷とみられるが、志太郡内の他の郷名を示す墨書土器や円面硯、火熨斗などが出土し、拠点的な集落であったとみられる。「大刀自」銘紡錘車は、集落の女性たちによる製糸活動とその信仰の対象として神格化された首長層女性の存在意義をあらわにするものである。

この時期の布生産の状況を示すものとして、埼玉県諏訪木遺跡では九世紀の管大杼が流路から出土している（図5-1）。半分を欠損するが、約八〇センチメートルの長さに復元できることから、幅七〇センチメートル近くの布が製織できたと考えられる。当地は、検出された掘立柱建物群や墨書土器「□郷□殿」などから、郷を代表する拠点的な集落とみられる。九世紀の関東地域では拠点的な集落において、麻の製糸から直状式有機台腰機による端布の製織が行われたことが推測される。

「大刀自」銘紡錘車は、麻の製糸、引いては布の製織の技術が、集落の女性たちの間で継承されていたことを確実に裏付ける。布生産においては、麻という硬直でかつ繊細な糸の扱いに「手慣れる」必要がある。手指による麻の糸績みから足腰を使った腰機の操作まで、女性一人一人が長い年月をかけて身体で習得する技術である。常布とその延長上にある段布、端布の生産は、生業のなかで女性たちの間で伝習される身体技術を基盤としていた。それは共同体内の女性たちの間で共有される経験知、かつ身体知として、ゆるやかなつながりを持つものであった。経験知としての技術は、女性労働を統括した首長層女性の神格信仰と結びつくことで確実に継承されたと想定できる。

律令国家の統一理念は、地方諸国からの物資の貢納とその再分配にあった。布の実際の生産者について問われることなく、女性労働によるものであったことは公には表れない。裏を返せば、女性たちが脈々と継承してきた紡織の手わざの底力、それが古代社会の流通経済を支えていたといえよう。

① 櫛木謙周「律令制取の特質とその歴史的前提——諸国の産物からの考察——」『京都府立大学学術報告』六八、二〇一六年。望陀布については、河名勉「望陀布の生産と使途」『日本歴史』八二六、二〇一七年。

② 前掲第一章注②東村純子文獻。

③ 日高慎「甲塚古墳の埴輪配列について」『甲塚古墳 発掘調査報告書』下野市教育委員会、二〇一四年、同「古墳時代の女性像と首長——栃木県下野市甲塚古墳の埴輪をもとにして——」『総合女性史研究』三三、二〇一六年。四体の馬形埴輪のなかで女性の横坐り用の馬が先頭に立つこと、女性の重要な仕事として表象される機織形埴輪が石室寄りに配置されることがその理由として挙げられている。

④ 義江明子「刀自」考」『日本古代女性史論』吉川弘文館、二〇〇七年（初出は一九八九年）。

⑤ 義江明子「古代の家族と女性」『日本古代女性史論』吉川弘文館、二〇〇七年（初出は一九九五年）。

⑥ 平川南「古代地方木簡の研究」吉川弘文館、二〇〇三年。

⑦ 前掲第二章注③中村太一文獻。

⑧ 前掲はじめに注⑥森明彦二〇一六年文獻。

⑨ 前掲第一章注⑥古尾谷知浩文獻。

⑩ 前掲第一章注②東村純子文獻。

⑪ 東村純子「古代織物生産の権力構造と女性」『女性労働の日本史 古代から現代まで』勉誠出版、二〇一九年。

⑫ 前掲注④義江明子文獻。

⑬ 茂木雅博「常陸における平安時代の紡錘車について」『博古研究』二八・二、二〇一八年。

⑭ 義江明子「刀自神考」『日本古代女性史論』吉川弘文館、二〇〇七年（初出は一九九八年）。

⑮ 高島英之・宮瀧交二「群馬県出土の刻書紡錘車についての基礎的研究」『群馬県立歴史博物館紀要』二三、二〇〇二年、鈴木孝之・若松良一「信仰資料としての紡錘車——呪文や宗教絵画を刻んだ石製紡錘車——」『財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』一六、二〇〇一年など。

⑯ 茨城県二の沢B遺跡出土例の「幡田郷戸主君子部大倡麻呂」（九世紀中葉、粘板岩製、埼玉県南大通り線内遺跡出土例の「武蔵国児玉郡草田郷戸主大田身万呂」（九世紀前半、蛇紋岩製）、群馬県矢田遺跡出土例の「物部郷長」（一〇世紀前半、蛇紋岩製）などがある。「大刀自」銘紡錘車は、茂木雅博により、その資料的価値が見いだされ、本来女性が使用する紡錘車に男女両性の名がみえることが注目されている（前掲注⑬茂木雅博文獻）。ただし、民俗例では男性が漁撈用の網糸を作るために使用することがあり（橋口尚武『食の民俗考古学』同成社、二〇〇六年など）、紡錘車の技術保持者の性別について留意が必要である。なお、女性のみならず男性人骨に伴う紡錘車副葬の例については、平尾和久「韓国三国時代墳墓出土紡錘車について——慶尚北道高靈郡池山洞古墳群出土例を中心に——」『古文化談叢』六八、二〇一二年、同「韓国における紡錘車副葬墳墓の時代的変遷とその特徴——韓国慶尚道出土例を中心として——」『福岡大学考古学論集二——考古学研究室開設二五周年記念——』二〇一三年。

⑰ 群馬県東長岡戸井口遺跡出土。前掲注⑮高島英之・宮瀧交二文獻を参照。

⑱ 資料の調査に際し、茨城県教育庁の江幡良氏、茨城県教育財団の小林和彦氏、内堀団氏、三浦裕介氏よりご配慮いただくとともに、土師器との製作技法上の共通性についてご教示いただいた。また、賀来孝代氏より、内黒の土師器が須恵器と同じ窯で焼成された可能性についてご指摘いただき、土師器製作においては成形と焼成とを区別して

みる必要があると考える。

①⑨ 前掲第二章注⑬西野悠紀子文獻。

②⑩ 資料の調査に際し、遺跡の性格について、熊谷市江南文化財センターの吉野健氏よりご教示いただいた。

おわりに

律令制下において端や常（段）単位に規定された布は、調や庸として男性が納めるたてまえであるが、紡織にかかわる出土遺物や正倉院に伝来する布を手がかりに、女性の「隠れた労働」を垣間見ることができる。なかでも、甲塚古墳の機織形埴輪や「大刀自」銘紡錘車は、麻の製糸から布の製織まで、実際には共同体内の性別分業化された女性労働によったこと、さらにこれを統括した首長層女性の存在を示すものである。

腰機は女性たちが長い年月をかけて体得する技術である。それゆえに織手の技量に左右されるのであるが、身体長による制約の枠内で布幅は自在に変えることができる。端布や常（段）布生産において、女性たちのより主体的な働きかけによる腰機の技術改良、織成労働の組織化が行われたと考えられる。

端布は、古墳時代後期以降、新たに広まる直立式有機台腰機の技術によってこそ織り出された布であり、共同体内の組織化された女性集団労働の産物としての性格をもつものであっただろう。一方、常布、さらにその系譜上にある段布は、生業のなかで従来の輪状式無機台腰機により個別に生み出された布と近い性格をもつのであるが、それが労働の対価や他の物品との交換財として機能したことは重視できる。

タテ社会を公式とする律令体制において、女性労働とその生産物である布は、実地で人や物をヨコにつなげる役割をも果たした。そして、これらの布が、女性たちが生業の一つとして継承してきた麻の紡績や腰機の技術を基盤として創出されたという、歴史的な事実を踏まえなければ、考古学研究はニュートラルな資料の制約に閉じこもるだけである。限界をわきまえつつも、女性労働の断片的な痕跡を織り込むことで、たてまえを超えた歴史像の復元に踏み出すことができる。

図版出典

- 図1 筆者作成。
- 図2 下野市教育委員会『甲塚古墳 発掘調査報告書』二〇一四年。
- 図3 筆者作成。
- 図4 下野市教育委員会『甲塚古墳 発掘調査報告書』二〇一四年。
- 図5 1、9、埼玉県熊谷市遺跡調査会『諏訪木遺跡』二〇〇一年、2、浜松市博物館『伊場遺跡遺物編8』二〇〇二年、3、奈良国立文化財研究所『木器集成図録 近畿古代篇』一九八五年、4、三重県埋蔵文化財センター『岡田向遺跡・本田氏館跡発掘調査報告』二〇〇七年、5、7、徳島県埋蔵文化財センター『観音寺遺跡Ⅱ』二〇〇六年、6、能登川町教育委員会『斗西遺跡（2次調査）』一九九三年、8、福岡市教育委員会『元岡・桑原遺跡群13』二〇〇八年、10、佐賀市教育委員会『平尾二本杉Ⅰ』二〇〇二年、より再リリース、一部改変。
- 図6 浜松市教育委員会『伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）』二〇〇八年。
- 図7 松嶋順正『正倉院寶物銘文集成』一九七八年、吉川弘文館より転載。
- 図8・図9 A1、「中倉二〇二布袍第一一〇号 衣第二号」、A2、「南倉一三三 紅布衫 第四号」（いずれも田中陽子・中村力也・成瀬正和・飯田剛彦「年次報告」『正倉院紀要』三一、二〇〇九年）より作成。
- 図9 B、筆者作成。
- 図10 松嶋順正『正倉院寶物銘文集成』一九七八年、吉川弘文館より転載。
- 図11 茨城県教育財団『清水古墳群 神屋遺跡 神屋南遺跡』二〇一六年、より再リリース、一部改変。

付記・本稿は、木簡学会静岡特別研究会公開シンポジウム（二〇一八年六月）での講演、ならびに国立歴史民俗博物館「日本列島社会の歴史とジェンダー」（二〇一八年一〇月研究会）、岡山大学文学部「ジェンダーの多層性に関する領域横断的研究」（二〇一九年三月研究会）における報告を踏まえて、京都大学大学院文学研究科史学研究学会（二〇二〇年四月）において予定していた発表内容を再構成したものである。史学研究学会の諸先生をはじめ、多分野にわたる研究者の方々より有益な示唆をいただきました。左記に記して、厚くお礼申し上げます。

魚津知克、賀来孝代、櫛木謙周、清家章、鈴木敏則、中谷文美、菱田淳子、古尾谷知浩、将積厚子、松本直子、三上喜孝、光本順、横山百合子、義江明子、吉本忍

本稿は、科学研究費による「形態学・技術学・分業論からみたアジア沿岸地域の紡織考古学研究」の成果の一部である。

（福井大学国際地域学部准教授）

Women and the Production of Cloth in Ancient Japan

by

HIGASHIMURA Junko

During the period of the establishment of the Ritsuryō state, there are two types of cloth paid as tax: *chōfu* 調布 paid as a basic tax in kind and measured in *tan* 端, and *yōfu* 庸布 paid as tax in place of labor service and measured in *jō* 常 and *dan* 段. Their lengths differed according to regulations, but were both made from hemp or *ramie* fiber. That the standards for these two types of cloth corresponded in terms of production technology to two types of looms that women mastered due to the gendered division of labor, is clear from the loom-shaped haniwa excavated from the Kabutozuka Kofun 甲塚古墳 (in present-day Tochigi prefecture), which is dated to the latter half of the 6th century, and wooden tools excavated from other sites. First, because lengthy bolts of cloth could be woven using a horizontal straight-warp frame back-strap loom 直状式有機台腰機 introduced in the late Kofun period, it could be used to produce to *tanfu* 端布. The other method was to use a circulating continuous-warp stick back-strap loom 輪状式無機台腰機, which was used continuously through the Yayoi and Kofun periods, as the basic technology for the production of *jōfu* 常布 (or *danfu* 段布), but that the length of woven cloth was governed by the length of the weaver's foot.

In contrast to the idea that *tanfu* weaving was concentrated at the local government headquarters based on the fact that only weaving devices including horizontal straight-warp, frame back-strap looms from the latter half of the 7th century were found at the Iba Site 伊場遺跡 in Shizuoka prefecture, which can be identified as the local government headquarters for Fuchi no Kōri 敷智郡評 in Tōtōumi province, it is hypothesized from the excavation of wooden tags (*tsukefuda mokkan* 付札木簡) and the distribution of hand spindles that *danfu* was produced as an extension of the weaving of cloth made from hemp threads in settlements on a regular basis. Furthermore, from the writing reading the "cloth of Egame" 恵我女布 on the *shōfu* 商布 preserved in the Shōsōin 正倉院 and from the documents permeated with lacquer (*urushigami monjo* 漆紙文書) excavated at the Kanoko C Site 鹿の子C遺跡, it can be surmised that the *danfu* was the

product of female labor.

The width of *tanfu* and *danfu* was stipulated at approximately 71 centimeters across the board according to the demand for clothing from the central government, but we can assume on the basis of examples of the various widths of woven cloth produced by people in Asia, widths would actually depend on the skill of the weaver. In fact, the width of cloth employed in an ordinary household was generally 50–60 centimeters judging from the cloth bag from Shinano province preserved in the Shōsōin and the sword shuttle excavated from the early-8th century Kami-Tabe Site 上田部遺跡 in Osaka.

The fact that weaving of cloth from hemp or ramie thread was maintained by the women of the community and that it was a learned skill that sustained their livelihoods and moreover, that there was a class of women leaders who commanded women's labor can be seen in the composition of the group of *haniwa* from the Kabutozuka Kofun. Furthermore, the earthenware spindle engraved with the word Ōtoji 大刀自 that was excavated from the Kamiya Site 神屋遺跡 in Ibaragi prefecture, which is a settlement dating to the first half of the 9th century, can be understood as an important in indicating the continued linkage between the technology for producing hemp or ramie thread and cloth with faith in deified female chieftains.

Key Words; The period of the Ritsuryō state, cloth, women, back-strap loom, gender